

ながさき県民総スポーツ祭

長崎県民体育大会開催基準要項

1. 名 称

本大会は、令和〇〇年度ながさき県民総スポーツ祭第〇〇回長崎県民体育大会（以下「大会」という。）と称する。

2. 開催の主旨

広く県民各層のスポーツを振興して、その普及発展と競技力の向上を図り、あわせて県民の健康を増進し、明朗な県民性を養うため本大会を開催する。

3. 主 催

主催は、長崎県、長崎県教育委員会、(公財)長崎県スポーツ協会、開催地市町、開催地市町教育委員会、開催地市町体育・スポーツ協会とする。

4. 後 援

後援は、公益財団法人日本スポーツ協会、長崎県市長会、長崎県町村会、長崎県市町村教育委員会連絡協議会とする。

5. 主 管

主管は、第〇〇回長崎県民体育大会実行委員会とする。

6. 大会の開催

(1) 大会は、長崎地区・佐世保地区・県央地区の順で開催する。

(2) 競技によっては、上記によらないことができる。

7. 開催の時期と期間

時期は、毎年11月第2土曜日及びそれ続く日曜日とし、2日間で開催する。

ただし、競技によっては、上記以外の時期に開催できる。

8. 実 施 競 技

別に定める実施要項による。

9. 各競技会場

別に定める各競技会場一覧による。

10. 参 加 人 員

別に定める実施要項による。

11. 競 技 方 法

別に定める実施要項による。

12. 参 加 資 格

別に定める実施要項による。

13. 大 会 役 員

大会役員及び各競技会役員は別表による。

14. 実施要項並びに参加申込

実施要項及び参加申込書は実行委員会が作成し、開催年度の5月までに各都市体育・スポーツ協

会及び競技団体あて送付する。

15. 競技別実施要項

競技別実施要項は、大会実行委員会事務局が各競技団体と協議のうえ原案を作成し、大会実行委員会で決定する。

16. 参加料

(1) 大会に参加する選手団（監督等を含む）は、所定の参加料を納入する。

(2) 参加料は、申込みと同時に各郡市体育・スポーツ協会が一括して納入する。

17. 大会の式典

(1) 開会式は、開催地区において中心会場で行う。

(2) 開会式には、各郡市とも選手団を派遣するものとする。

(3) 競技別開始式は、競技毎に各会場で行う。

(4) 閉会式は、競技毎に各会場で行う。

18. 表彰

表彰は、大会会長名で行う。

19. プログラム

プログラムは、総合プログラムと競技別プログラムとし、総合プログラムは実行委員会が競技別プログラムは各競技団体が作成する。

総合プログラムは、開催年度の11月第1週までに各郡市体育・スポーツ協会及び競技団体あて配布する。

20. 大会実行委員会の設置

(1) 本大会の事業推進を目的として大会実行委員会を設置する。

(2) 実行委員会の組織構成等については別に定める。

21. 実績報告書

大会実行委員会は、大会終了後、大会実績報告書を作成し配布する。

(付則) 本要項は、平成7年12月20日制定する。

平成17年4月1日一部変更する。

平成18年4月1日一部変更する。

平成20年4月1日一部変更する。

平成21年4月1日一部変更する。

平成23年4月1日一部変更する。

平成25年4月1日一部変更する。

平成30年4月1日一部変更する。

平成31年4月1日一部変更する。

令和2年4月1日一部変更する。